

各 位

本店所在地 東京都港区芝浦一丁目 14 番 5 号
会 社 名 株式会社 T & C ホールディングス
代表者名 代表取締役 田中茂樹
(コード番号 3832)
問合せ先 取締役 松本貞子
(TEL. 03-5443-7489)

第三者調査委員会設置に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 6 日付「第三者割当により発行される株式の募集及び主要株主の異動に関するお知らせ」における 6 の(4)「割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」について調査を行った結果、開示内容と異なる事実が判明いたしました。平成 24 年 10 月 10 日付「平成 22 年 8 月 6 日付第三者割当増資に関する払込み経緯について判明した事実に関するお知らせ」に開示しました通り、その後社内調査委員会による社内調査を行って参り、平成 25 年 4 月 15 日付けで社内調査委員会より調査報告書を受領いたしました。

このように、本件調査はこれまで社内での調査を中心に行ってまいりましたが、透明性を確保する観点からも、本来は独立した第三者による調査及び今後の方向性の確認が必要であると考えられます。そこで当社は、専門的及び客観的な見地からの調査分析、事実の認定、発生原因の究明、再発防止策に関する提言が必要であると判断し、平成 25 年 5 月 23 日の取締役会において当社と利害関係を有しない専門家から構成される第三者調査委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第三者調査委員会設置の趣旨

開示内容と異なる事実が判明したことによる調査に当たり、社内調査委員会の調査に加え、本件発生に関する事実の認定、発生原因や責任の所在等の究明、再発防止策に関する提言が必要であると判断し、当社と利害関係を有しない専門家から構成される第三者調査委員会を設置することといたしました。

2. 第三者調査委員会の目的

- (1) 本件に関する事実の認定、発生原因及び問題点の調査分析を行う。
- (2) 本件の発生に関する内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点の有無の調査分析を行う。
- (3) 上記(1)、(2)を踏まえ、再発防止策の提言を行う。

3. 第三者調査委員会の構成（敬称略）

| | | | |
|-----|-------|---------|----------------|
| 委員長 | 佐々木 誠 | 証券業界有識者 | 当社非常勤監査役（独立役員） |
| 委員 | 神谷 晋 | 弁護士 | 神谷綜合法律事務所 |
| 委員 | 千葉 直人 | 弁護士 | ブレークモア法律事務所 |

なお、第三者調査委員会の委員選定に際しましては、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者調査委員会ガイドライン（改定平成 22 年 12 月 17 日公表）」に沿って委員の選定を行っております。

4. スケジュール

平成 25 年 5 月 23 日（本日）第三者調査委員会設置

第三者調査委員会においては、厳正かつ徹底した調査の終了後、当社に対して報告書を提出する予定です。尚本件の調査期間の制限は設けておりません。今後の予定については、判明次第、速やかに公表いたします。

5. 今後の対応について

本件が当社に及ぼす影響につきましては、現在のところ明らかになっておりませんが、把握出来次第速やかに開示いたします。

当社は第三者調査委員会の調査にたいして全面的に協力してまいります。また、第三者調査委員会の調査の結果、明らかとなった事実関係等につきましては、速やかに適時開示を行ってまいります。

以 上